

介護職員処遇改善支援交付金（補助金）の算定方法について

介護職員等ベースアップ等支援加算実績報告書（令和4年度）において、令和4年度分の処遇改善支援交付金（補助金）の総額を記載することとなっているが、当該交付金については、令和4年2月～9月分となっていることから、令和4年度分の総額が不明な場合は、下記により算定してください。

【算定方法】

$$\text{交付額} = \text{費用額（※）} \times \text{交付率} \quad \text{【小数点以下切り捨て】}$$

$$\text{※ 費用額} = \text{ア} + \text{イ}$$

ア：単位数合計 × 単位数単価 【小数点以下切り捨て】

イ：出来高単位数合計 × 10.00 【小数点以下切り捨て】

出来高：緊急時施設療養費、緊急時施設診療費、所定疾患等施設療養費における特定治療費、特定診療費、特別療養費、特別診療費の合計
（対象：老健、介護療養型医療施設、介護医療院）

【交付率】

サービス種類	交付率
訪問介護、訪問型サービス（総合事業） 夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問看護 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護	2.1%
訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護 通所介護、地域密着型通所介護、通所型サービス（総合事業）	1.0%
通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション	0.9%
特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	1.4%
小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	1.6%
認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	2.0%
介護保健施設サービス 短期入所療養介護（老健）、介護予防短期入所療養介護（老健）	0.8%
介護療養施設サービス 短期入所療養介護（病院等（老健以外））、介護予防短期入所療養介護（病院等（老健以外）） 介護医療院サービス 短期入所療養介護（医療院）、介護予防短期入所療養介護（医療院）	0.5%